

## 豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

平成9年11月1日実施  
平成18年4月1日改正  
平成19年4月2日改正  
平成23年4月1日改正  
平成25年4月1日改正  
平成26年4月1日改正  
平成28年4月1日改正  
平成28年10月1日改正  
平成30年4月1日改正  
平成31年4月1日改正  
令和2年4月1日改正  
令和3年4月1日改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震診断の実施を促進するため、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する当該建築物の所有者に対して、予算の範囲内で、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅、併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ）、長屋住宅及び共同住宅の用途に供する建築物。

(2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第2条第1項の規定により地震に対する安全性を評価することをいい、構造の種別に応じて、第4号の耐震診断技術者が次に掲げる方法で診断を行うものとする。

ア 木造の建築物については、原則、一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」によるもの。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物については建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）別添）の規定によるもの。

(3) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。

(4) 耐震診断技術者 原則として、次に掲げる建築技術者をいう（当該技術者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含む。）。

ア 木造住宅の耐震診断においては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士で、一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成24年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習を受講し、「講習修了証明書」の交付を受けた者若しくは公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者又はこれらと同等以上の技術を有すると市長が認めた者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等の耐震診断においては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士及び二級建築士で建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者

(5) 耐震評価機関 建築物の地震に対する安全性に関する技術的評価を行う機関（専門的知識を有する者で構成される委員会その他の合議制の機関をいう。）で、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に該当するものとする。ただし、既に本要綱に基づき、補助金の交付を受けたものは除くものとする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 次のいずれかに掲げるもの

ア イ又はウに該当する建築物を除く住宅（長屋住宅、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住しているものに限る。ただし、木造住宅にあつてはこれから居住するものを含む。）

イ 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物で現に使用しているものをいう。）

ウ 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成29年3月改定）に定められた緊急交通路の沿道建築物のうち建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第1号に規定する建築物

（補助対象者）

第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体を含む。）とする。

（補助内容）

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 第3条第2号イ又はウに掲げる建築物については、1,000,000円を限度として、耐震診断及び予備診断に要した費用（耐震評価機関による判定に要する費用等を含み、補修費、修繕費を除く。以下この条において同じ。）の2分の1とする。ただし、耐震診断及び予備診断に要した費用は、次に定める額を限度とする。

ア 面積1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,670円として計算した額

イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,570円として計算した額

ウ 面積2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,050円として計算した額

(2) 第3条第2号アに掲げる住宅にあつては、1戸当たり25,000円として計算した額と前号の規定により算出した額のいずれか低い額を限度とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、木造住宅にあつては、耐震診断費用の11分の10とする。ただし1戸当たり50,000円又は1㎡当たり1,100円として計算した額のいずれか低い額を限度とする。

2 前項の補助額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断に着手する前に、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その結果を当該申込者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、補助金の交付を決定したときは豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書により、不交付を決定したときは豊中市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書により行うものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定に際し、条件を付すことができる。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第2項前段の補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに耐震診断に着手しなければならない。

- 2 補助事業者は、耐震診断に着手したときは、直ちに豊中市既存民間建築物耐震診断着手届を市長に提出しなければならない。

(補助申込の取下げ)

第9条 補助事業者は、耐震診断に着手するまでの間、第6条の規定による補助金の交付申込みを取り下げることができる。

- 2 補助金の交付申込みを取り下げようとする者は、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金取下げ届を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により補助金の交付申込みの取下げがあったときは、第7条の規定による補助金の交付の決定がなかったものとみなす。

(耐震診断の変更)

第10条 補助事業者は、第6条の規定による申込みの内容を変更しようとするときは、あらかじめ豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付変更承認申込書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助事業の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

- 2 前項の規定による変更の承認の申込みがあった場合は、市長は第7条に準じて内容の審査等を行い、適当と認めるときは、承認を行い、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(耐震診断の中止)

第11条 補助事業者は、耐震診断を中止しようとするときは、速やかに豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付中止届を市長に提出しなければならない。

(耐震診断の報告)

第12条 補助事業者は、耐震診断終了後、豊中市既存民間建築物耐震診断完了報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書により、当該通知に定める確定額を市長に請求するものとする。この場合において、請求した補助金の受領を耐震診断を行った耐震診断技術者が所属する建築士事務所に委任するときは、市長に提出する交付請求書に豊中市既存民間建築物耐震診断補助金の代理受領に係る委任状を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者（当該請求者が補助金の受領を委任した場合は委任した建築士事務所）に対し補助金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第16条 補助事業者は、当該耐震診断の実施に関する帳簿、書類その他の物件（次項及び次条において「帳簿等」という。）を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、帳簿等の提出の指示があったときには、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) 耐震診断の実施を中止したとき。

(5) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊中市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助事業者に対する指導)

第20条 市長は、補助事業者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第21条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の定めるところによる。

(細目)

第22条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。